

# 申告はお早めに

平成19年分所得税の確定申告が今年18日(月)から始まります。期間は3月17日(月)までの1ヶ月間ですが、期限間近になりますと大変混雑します。早めに申告を済ませるようお願いいたします。

なお、前年実績に基づいた確定申告書(名前入り)は既に該当する皆さんに送付してありますが、それに伴う申告相談の案内状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また還付申告をする方は、必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。

※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書(はがきサイズ)を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

## ■ 早来地区の方

例年どおり早来庁舎横・保健センター2階で受付けます。事業所得(白色)のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず、期間中に申告をするようお知らせします。

## ■ 追分地区の方

例年どおり追分庁舎2階・会議室で受付けます。

今年も地区ごとに相談日を下記のとおり指定しますので、指定日に申告していただきませすようお願いいたします。また、指定日で都合の悪い方は、期間中に申し出るようお願いいたします。

どちらにしましても、指定された日に来庁し、申告を済ませるようお願いいたします。しかし、どうしても用事があり、お越しできない場合は、早来地区(☎2513)、追分地区(☎2411)へご連絡ください。

高齢者の方で毎月支払われ

る年金の

中から、天

引きによ

り所得税

を引かれ

ている方

がいるか

と思いま

す。この中

には確定

申告すれ

ば還付に

なる方も

いるかと思



方でも結構です)その際は、口座番号の控えを忘れずに!

## ● 消費税の確定申告について

平成17年中に課税売上高が1千万円を超える個人事業者の方については、平成19年分の消費税の申告をしなければなりません。

申告期限は3月31日(月)

までとなっておりますが、税務課では所得税の確定申告期間終了後の3月18日(火)より早来庁舎横・保健センター2階で申告相談を実施します。早来地区の対象者に関しては、日時を指定して案内ハガキを送付しますので、ぜひご来庁され申告を済ませるようお願いいたします。

## 平成19年分確定申告・平成20年度住民税申告日程表(追分地区)

月	日	曜日	割当地域・対象者など	備考
2	18	月	本町地区	役場職員対応 8時30分～17時
2	19	火	柏が丘、緑が丘、中央地区	
2	20	水	若草地区	
2	21	木	花園地区	
2	22	金	青葉地区	
2	25	月	白樺地区	
2	26	火	営業・譲渡・住宅取得控除等 該当者	
2	27	水	その他の地区及び上記の地区で該当日に来られなかった方	
2	28	木	農業所得の方 この間一般の申告も受付けています	
3	14	金		
3	17	月	その他の地区及び上記の地区で該当日に来られなかった方	